

岩手県監査委員告示第21号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

1(1) 監査対象機関名 農林水産部団体指導課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった契約について、再度委託契約の内容を確認し、変更事由に該当するものについては変更契約を締結の上、委託料を支払うこととした。 今後は、当初契約における積算回数と処理実績について、成果品の納品の都度、担当内の複数の職員により確認を徹底し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 農林水産部農業振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、2,287,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該備品について、保管状況を確認した。現在使用されておらず、今後も使用の見込みがなく、耐用年数が超過していたことから、廃棄処分手続を実施することとした。 今後は、払出場所等の使用実態の管理を適切に行い、使用が困難な状態の備品や、払出場所以外で不適当に使用されている備品については、速やかに備品の処分手続や所管換え手続を実施し、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月11日から同月12日まで

イ 本監査実施日 令和5年6月14日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、同様の事案が発生しないよう、担当課長が契約事務の処理状況の管理について、打合せ時、指示書作成時に担当者との情報共有を速やかに実施するとともに、内容の点検を徹底することにより、適切な時期に変更契約を行うこととした。 また、所属内において制度内容の周知徹底に努めることとした。

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
 岩手県監査委員 川村 伸 浩  
 岩手県監査委員 五味 克 仁  
 岩手県監査委員 中野 玲 子

1 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月1日から同月2日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月27日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表等を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>備品管理一覧表にありながら、所在不明であつたパソコン4台について、あらためて確認したところ、存在しないことが判明した。</p> <p>現在、当該パソコン以外の全ての備品についても確認を進めており、その後、今回のパソコン4台を含め、所定の手続により備品管理一覧表からの削除等整理を行うこととする。</p> <p>今後は、毎年度6月の新しい備品管理一覧表の出力後に、担当と総括など複数の目による一覧と現物のチェックを行い、再発防止を図る。また、新規購入した備品についても、複数でのチェックを行い、納入後速やかに備品出納受入登録を行う。</p>

2 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局農政部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月24日から同月25日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
種雄牛払下代金の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが4件、1,089,531円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>今次指摘のあつた納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を部室内で共有した。</p> <p>今後は、総括主査及び担当課長のダブルチェックを行い、執務に必要な基礎知識、会計事務に関する制度について</p>

部内研修を実施することで、再発防止に努めることとした。  
。

3(1) 監査対象機関名 大船渡農業改良普及センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年5月30日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア購入費用の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、88,231円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった支出事務について、所属内で共有の上、その他の支出について、適正な支出となっていることを確認した。 今後は、内部統制の会計事務自己点検の項目に当該内容を追加し、また物品購入や利用契約を行う際には、仕様を詳細に確認の上、伺い内に関係規程等を記載し、決裁過程でのチェック機能が働きやすくすることで、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 農林水産部漁港漁村課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月30日から同年7月31日まで

イ 本監査実施日 令和5年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった契約について、課内会議において情報を共有し、課内職員への周知を行った。 今後は、委託業者との打ち合わせの内容を課内で共有する際に、確認体制を強化し、当初見積りから変更が見込まれるものについては、速やかに変更契約手続を実施し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局林務部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月29日から同月30日まで

イ 本監査実施日 令和5年8月2日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが3件、2,930,684円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった納期限について、会計規則に定められている内容（送付の日から15日以内）の遵守を部内で共有した。 今後は、経理課と情報を共有し、チェック機能を強化することで、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年5月30日から同年6月30日まで
  - (2) 本監査実施日 令和5年8月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入支出事務の執行に当たり、不適切な事務処理が繰り返し発生しており内部けん制機能が十分に働いていない状況にあることから、組織的なチェック体制を構築し、適正な事務の執行に努められたい。	収入支出事務の不適切な事務処理については、管理課長も共有する保管書類管理簿により進捗管理を月ごとに行うとともに、正・副担当者による随時確認を週1回実施することとした。
道路占用料、河川占用料及び港湾施設占用料の徴収に当たり、債権管理が不適切な収入未済額が17件、10,115,593円あったので、収入未済金の発生防止及びその回収に向けた対策を講じる等、債権の適正な管理に努められたい。 なお、これまでの監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	定期的に出力される収入未済状況一覧表を課内で共有するとともに、正・副担当者で収納の督促を行うこととした。また、その進捗状況は、月ごとに管理課長に報告し、その確認を受けることとした（令和5年8月29日現在において全て収納済となった。）。 課内ミーティング等により、職員間のコミュニケーションを充実させることで業務の進捗状況や課題などについて相談が行いやすい組織づくりを推進する。 病気等による人員不足など組織・人員体制上の課題が生じた場合であっても、土木部内での応援体制を構築するなどにより、組織的な業務の推進体制を確保することができるよう職員の意識改革を図る。

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年9月26日
  - (2) 本監査実施日 令和5年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払いに係る契約に当たり、契約事務に不適当なものがあつたので適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた契約事務について、会計規則の契約保証金免除の要件に該当することを再度確認し、契約保証金の免除要件を確認するための仕様書を作成の上、見積書を徴収した。 今後は、適正な売払い契約事務の実施のため、鶏卵の売払契約事務に係る様式を整備することで、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年9月26日
  - (2) 本監査実施日 令和5年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払いに係る契約に当たり、契約事務に不適当なものがあつたので適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあつた契約事務について、会計規則の契約保証金免除の要件に該当することを再度確認し、契約保証金の免除要件を確認するための仕様書を作成の上、見積書を徴収した。 今後は、適正な売払い契約事務の実施のため、鶏卵の売払契約事務に係る様式を整備することで、再発防止に努めることとした。



岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第4号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター県北農業研究所
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年10月11日
  - (2) 本監査実施日 令和5年12月19日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年2月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収に当たり、調定していないものが2件、120,395円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今次指摘のあった収入処理について、予備監査時点で判明したことから、早急に調定処理を実施し、令和5年10月26日付けで収納処理を完了した。 今後は、生産物の引き渡しの際に発行する証明書の様式を変更し、「納付書発行日」の欄を設け、関係室課での事務の流れを共有の上、手続の漏れが無いようチェック体制を強化することにより、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県林業技術センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和6年1月4日から同月31日まで
  - (2) 本監査実施日 令和6年2月13日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年4月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該備品について、保管状況を確認した。現在使用されておらず、今後も使用の見込みがなく、耐用年数が超過していたことから、廃棄処分手続を実施することとした。 これまで、払出先職員だけで備品確認を行っていたが、今後は、企画総務部の職員との複数体制で確認作業を実施し、再発防止に努めることとした。 また、重要物品については、確認の時点で画像データを作成し、備品管理一覧表と併せて管理することで、再発防止に努めることとした。

岩手県監査委員告示第30号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関名 岩手県立総合教育センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和5年10月2日から同月31日まで

(2) 本監査実施日 令和6年1月23日

3 監査結果の公表の日 令和6年3月1日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
契約事務等の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、契約事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	当該事案については、令和5年5月8日付けで事故報告書を提出し、再発防止策を講じるとともに、所属が一体となつて適正な会計事務の執行及び組織で仕事をするという意識啓発に努めているところである。

岩手県監査委員告示第31号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立野外活動センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年11月28日
  - (2) 本監査実施日 令和6年2月6日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年4月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約の相手方に徴収させた施設利用者等からの食事代を県の収入とせず、本来支払うべき経費に充当させていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和7年度予算で食事代に係る歳入・歳出予算の計上に向け、予算主管室課等と調整を進めることとした。 なお、現契約は令和5年度から令和7年度までの長期契約であり、受託先と、令和7年度からの取扱い変更に関して事前確認済であること。 当該契約内容が、総計予算主義（地方自治法第210条：収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することの認識がなく予算を計上していたもの。 今後は、既存の委託事業チェックリストに、総計予算主義に反していないことをチェックする項目を加えて確認することとした。